

## しがの農業・水産業新戦略プランの進行管理について

### 1 プランの性格、計画期間

- (1) 滋賀の農業・農村および水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、中期的な施策の展開方向を示す農業・水産業部門の基本計画として、県議会の議決を経て平成23年(2011年)3月に策定
- (2) 計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間

### 2 プランの内容

#### (1) 基本理念

滋賀の農業・水産業が持っている強みや潜在的な力を最大限に活かし、「農業の安定経営と農村の活性化」、「消費者に支持される農業・水産業の振興」、「琵琶湖をはじめとした自然環境の保全」の3つの視点に立って、農業・水産業の持続的な発展を目指す。

#### (2) 重点戦略

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 戦略1 農業の安定経営        | 戦略2 農業水利資産の保全と農村振興 |
| 戦略3 消費者と生産者をつなぐ    | 戦略4 需要に応える農畜産物づくり  |
| 戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策 | 戦略6 水産業の再生         |

### 3 プランの進行管理・評価

#### (1) 趣旨

成果指標の達成状況の把握や施策評価等を通じて、進行状況を毎年度把握し、その結果をその後の施策展開等に的確に反映する。

また、社会経済情勢の変化や施策に関する評価を踏まえて、必要な場合はプランの見直しを含めた柔軟な対応を図る。

#### (2) 方法

成果指標については、以下により進捗を把握する。

##### ア 数値で表せるもの 達成率により進捗を把握

目標が策定時より数値の増加を目指すもの  $(\text{実績} - \text{策定時}) / (\text{目標} - \text{策定時}) \times 100$

目標が策定時より数値の減少を目指すもの  $(\text{策定時} - \text{実績}) / (\text{策定時} - \text{目標}) \times 100$

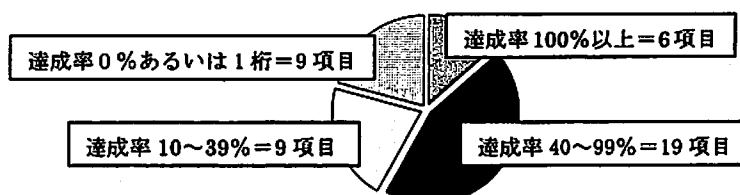
(注) 達成率がマイナスとなったものについては0%以下、100を超えたものについては100%以上とする。

##### イ 数値で表せないもの 達成度により進捗を把握

(ア) 「目標達成に向けて着手」 (イ) 「目標の半ば程度まで達成」

(ウ) 「目標の半ば程度以上達成」 (エ) 「目標をほぼ達成」または「目標達成」

### 4 指標43項目の達成率



# I 成果指標の進捗状況

| 指 標                       | 単位                                       | 策定時現状 |                           | 実績                        |                           |  | 目標                   | 達成率         |
|---------------------------|--|-------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--|----------------------|-------------|
|                           |  | H21   | H23                       | H24                       |                           |  | H27                  | %           |
| <b>基本指標</b>               |  |       |                           |                           |                           |  |                      |             |
| 1                         | 担い手への農地集積率                               | %     | 54                        | 55                        | 57                        |  | 70                   | 19          |
| 2                         | 農用地区域内の農地面積                              | ha    | 50,790                    | 50,678<br>(H22)           | 50,664<br>(H23)           |  | 50,950<br>(H32)      | 0以下         |
| 3                         | 農作物作付延べ面積                                | ha    | 52,500<br>(H20)           | 52,900                    | 53,060<br>(推計値)           |  | 55,000               | 22          |
| 4                         | 琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）                        | t     | 1,368<br>(H20)            | 1,301<br>(H22)            | 976<br>(H23)              |  | 2,200                | 0以下         |
| 5                         | 化学合成農薬の使用量(H12比)                         |       | 33%削減<br>(H18～20の<br>平均値) | 41%削減<br>(H20～22の<br>平均値) | 42%削減<br>(H21～23の<br>平均値) |  | 40%削減                | 100以上       |
| 6                         | 農業・水産業分野における温室効果ガス排出削減量                  |       | —                         | 13,000<br>tCO2相当          | 13,700<br>tCO2相当          |  | 19,000<br>tCO2相当     | 72          |
| <b>戦略1 農業の安定経営</b>        |  |       |                           |                           |                           |  |                      |             |
| 7                         | 集落営農型農業法人数                               | 法人    | 76                        | 124                       | 141                       |  | 150                  | 88          |
| 8                         | 新規就農者数（計画期間累計）                           | 人     | —                         | 102                       | 208                       |  | 200                  | 100以上       |
| <b>戦略2 農業水利資産の保全と農村振興</b> |  |       |                           |                           |                           |  |                      |             |
| 9                         | 県域アセットマネジメントシステム推進体制の整備                  |       |                           |                           |                           |  |                      |             |
|                           | 施設情報等のデータベースシステム構築                       |       | 施設の位置等の基本情報整備             | 施設の位置情報、診断結果の整備           | 施設の位置情報、診断結果の整備           |  | 診断結果等の詳細情報の整備、システム運用 | 目標の半ば程度まで達成 |
|                           | 機能保全計画を策定した基幹水利施設                        | 箇所    | 196                       | 424                       | 440                       |  | 440                  | 100         |
|                           | 基幹水利施設の有する多面的機能発揮のため、施設管理者と集落等が締結する管理協定数 | 箇所    | 272                       | 318                       | 355                       |  | 378                  | 78          |
| 10                        | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積                  | ha    | 33,000                    | 33,000                    | 32,800                    |  | 36,000               | 0以下         |
| 11                        | 年間農業体験者数                                 | 人     | 220,000                   | 270,000                   | 275,000                   |  | 300,000              | 69          |
| 12                        | 農家民宿開業数                                  | 件     | 9                         | 44                        | 62                        |  | 100                  | 58          |
| 13                        | 集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集落数                     | 集落    | 66                        | 158                       | 244                       |  | 500                  | 41          |
| <b>戦略3 消費者と生産者をつなぐ</b>    |  |       |                           |                           |                           |  |                      |             |
| 14                        | 「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数                   | 店     | 596                       | 866                       | 1,033                     |  | 800                  | 100以上       |
| 15                        | 県内卸売市場の県産野菜入荷率                           | %     | 24.9                      | 23.1                      | 24.6                      |  | 30                   | 0以下         |
| 16                        | 学校給食への地場産物利用率（食材数ベース）                    | %     | 23.4                      | 24.9                      | 25.4                      |  | 25以上                 | 100以上       |
| 17                        | 県育成水稻品種作付割合                              | %     | 15                        | 15                        | 14                        |  | 25                   | 0以下         |
| 18                        | 認定「近江牛」指定店数                              | 店     | 124                       | 174                       | 200                       |  | 200                  | 100         |
| 19                        | GAPに取り組む生産組織数                            | 団体    | 51                        | 83                        | 98                        |  | 150                  | 47          |

| 指 標                        | 単位                          | 策定時現状  |                | 実績          |                |  | 目標     | 達成率 |
|----------------------------|-----------------------------|--------|----------------|-------------|----------------|--|--------|-----|
|                            |                             | H21    | H23            | H24         |                |  | H27    | %   |
| <b>戦略4 需要に応える農畜産物づくり</b>   |                             |        |                |             |                |  |        |     |
| 20                         | 新規需要米作付面積                   | ha     | 156            | 776         | 978            |  | 1,710  | 53  |
|                            | うち県内向け飼料用稲 稲WCS             | ha     | 121            | 203         | 216            |  | 310    | 50  |
|                            | 〃 飼料用米                      | ha     | 25             | 112         | 113            |  | 500    | 19  |
| 21                         | 麦                           |        |                |             |                |  |        |     |
|                            | 作付面積                        | ha     | 7,410          | 7,610       | 7,340          |  | 8,500  | 0以下 |
|                            | 単位面積あたりの収量                  | kg/10a | 262            | 222         | 288            |  | 300    | 68  |
| 22                         | 大豆                          |        |                |             |                |  |        |     |
|                            | 作付面積                        | ha     | 5,430          | 5,880       | 5,700          |  | 6,000  | 47  |
|                            | 単位面積あたりの収量                  | kg/10a | 154            | 137         | 151            |  | 200    | 0以下 |
| 23                         | 県育成水稻品種作付割合(再掲)             | %      | 15             | 15          | 14             |  | 25     | 0以下 |
| 24                         | 販売用野菜作付面積                   | ha     | 1,016          | 1,156       | 1,245          |  | 1,500  | 47  |
| 25                         | 果樹・花きの新規栽培農家数(計画期間累計)       | 農業者    | —              | 22          | 41             |  | 100    | 41  |
| 26                         | 「かぶせ茶」の生産量                  | t      | 53             | 75          | 77             |  | 100    | 51  |
| 27                         | 近江牛の飼養頭数                    | 頭      | 11,361         | 11,768      | 11,904         |  | 13,000 | 33  |
| <b>戦略5 環境にこだわり農業と温暖化対策</b> |                             |        |                |             |                |  |        |     |
| 28                         | 水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合      | %      | 33             | 37          | 38             |  | 50     | 29  |
| 29                         | 耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率           | %      | 64             | 65          | 67             |  | 80     | 19  |
| 30                         | 流域単位での農業排水対策の取組面積           | ha     | 14,978         | 15,531      | 15,981         |  | 16,800 | 55  |
| 31                         | 「魚のゆりかご水田」など豊かな生き物を育む水田取組面積 | ha     | 111            | 123         | 171            |  | 250    | 43  |
| 32                         | 家畜飼料の県内自給率                  | %      | 10             | 12          | 12             |  | 20     | 20  |
| 33                         | 米 1等比率                      | %      | 80             | 69          | 83             |  | 毎年80以上 | 50  |
| <b>戦略6 水産業の再生</b>          |                             |        |                |             |                |  |        |     |
| 34                         | 砂地造成累積面積                    | ha     | 13.5           | 24.8        | 35.8           |  | 53     | 56  |
| 35                         | ニゴロブナの漁獲量                   | t      | 39<br>(H20)    | 23<br>(H22) | 45<br>(H23)    |  | 75     | 17  |
| 36                         | セタシジミの漁獲量                   | t      | 66<br>(H20)    | 41<br>(H22) | 22<br>(H23)    |  | 130    | 0以下 |
| 37                         | ホンモロコの漁獲量                   | t      | 10<br>(H20)    | 10<br>(H22) | 14<br>(H23)    |  | 60     | 8   |
| 38                         | 外来魚生息量                      | t      | 1,400<br>(H20) | 1,330       | 1,295<br>(暫定値) |  | 900    | 21  |

## II 戦略ごとの進捗状況および評価

### 戦略1 農業の安定経営

#### 【将来の姿】

○認定農業者<sup>※</sup>や集落営農組織<sup>※</sup>等の効率的で安定的な農業経営体が、本県農業の大部分を担い、持続的な農業生産を行っています。

#### 【進捗状況】

○集落営農法人数や新規就農者数は順調に増加しています。  
○しかし、これら担い手への農地集積率は水稻の伸びが鈍いため、57%となっています。

#### 1 担い手<sup>※</sup>の確保育成と経営体質強化

| 指 標                      | 単 位 | 策定時現状 |     | 実績  |  |  | 目 標 | 達成率<br>% |
|--------------------------|-----|-------|-----|-----|--|--|-----|----------|
|                          |     | H21   | H23 | H24 |  |  |     |          |
| 集落営農型農業法人 <sup>※</sup> 数 | 法人  | 76    | 124 | 141 |  |  | 150 | 88       |

#### 【評価】

○関係機関が一体となり指導・助言を行い、また、国の法人化支援措置の活用に取り組んだことにより、集落営農組織の法人化が進みました。  
○この取組を継続し、早期に目標を達成するとともに、法人設立後の組織運営に対する指導・助言に努めます。

#### 2 新規就農者<sup>※</sup>の確保

| 指 標            | 単 位 | 策定時現状                      |     | 実績  |  |  | 目 標 | 達成率<br>% |
|----------------|-----|----------------------------|-----|-----|--|--|-----|----------|
|                |     | H21                        | H23 | H24 |  |  |     |          |
| 新規就農者数(計画期間累計) | 人   | —<br>(H13~22実績<br>平均42人/年) | 102 | 208 |  |  | 200 | 100以上    |

#### 【評価】

○就農希望者は多い状況にあり、就農相談活動や農業大学校における実践教育などを通じて新規就農者を確保できました。(内訳 雇用就農者:80人、自立就農者:26人)  
○地域の農業従事者は年々高齢化し、人数も減少していることから、今後とも新規就農者の確保に努めるとともに、定着されるよう支援を行います。

#### 3 農地の利用集積

| 指 標        | 単 位 | 策定時現状 |     | 実績  |  |  | 目 標 | 達成率<br>% |
|------------|-----|-------|-----|-----|--|--|-----|----------|
|            |     | H21   | H23 | H24 |  |  |     |          |
| 担い手への農地集積率 | %   | 54    | 55  | 57  |  |  | 70  | 19       |

#### 【評価】

○認定農業者や集落営農組織等の農業経営体への農地集積は水稻においては42%にとどまっています。(麦・大豆はほぼ全て集積されています。)  
○農地集積に向けて、集落営農組織には法人化と併せ、水稻の協業化、個別経営体には面的な規模拡大を促進する必要があり、関連施策を活用し関係機関が連携して取り組みます。

| 指 標                       | 単 位 | 策定時現状  |        |        | 実績 |  | 目 標    | 達成率<br>% |
|---------------------------|-----|--------|--------|--------|----|--|--------|----------|
|                           |     | H21    | H22    | H23    |    |  |        |          |
| 農用地区域 <sup>※</sup> 内の農地面積 | ha  | 50,790 | 50,678 | 50,664 |    |  | 50,950 | 0以下      |

#### 【評価】

○農地転用等に係る除外により農用地区域内の農地面積が減少しました。  
○今後においては、農用地区域への編入を促進するとともに、耕作放棄地の再生等の取組が必要です。

**戦略2 農業水利資産の保全と農村振興**

**【将来の姿】**

○本県水田農業と農村を支える農業水利施設が、琵琶湖等の環境と調和しながら、多様な主体の協働と連携により引き継がれています。そして、その恩恵を受けて、本県の農地が健全に守られています。  
 ○多くの農業者の共同活動を通して守られてきたこうした資産と農業・農村の多面的機能を支える農村コミュニティが、地域住民や都市住民の理解と参加によって形成され、農村に活力がみなぎっています。

**【進捗状況】**

○農業水利施設を保全するアセットマネジメント<sup>※</sup>の推進体制の整備が着実に進んでいます。  
 ○地域住民らが農業水利施設等の保全等を行う「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策<sup>※</sup>」が進められるとともに、集落ぐるみによる野生獣被害防止活動が実践されています。  
 ○農家民泊等の開業が進み、各地で教育旅行の受入や、農業体験を通じた都市農村交流が展開されています。

**1 農業水利資産のアセットマネジメントの推進**

| 指 標                                      | 単 位 | 策定時現状         |                 |                 | 実績 |  |  | 目標                   | 達成率<br>%    |
|--|-----|---------------|-----------------|-----------------|----|--|--|----------------------|-------------|
|  |     | H21           | H23             | H24             |    |  |  | H27                  |             |
| 県域アセットマネジメントシステム推進体制の整備                  |     |               |                 |                 |    |  |  |                      |             |
| 施設情報等のデータベースシステム構築                       |     | 施設の位置等の基本情報整備 | 施設の位置情報、診断結果の整備 | 施設の位置情報、診断結果の整備 |    |  |  | 診断結果等の詳細情報の整備、システム運用 | 目標の半ば程度まで達成 |
| 機能保全計画を策定した基幹水利施設 <sup>※</sup>           | 箇所  | 196           | 424             | 440             |    |  |  | 440                  | 100         |
| 基幹水利施設の有する多面的機能発揮のため、施設管理者と集落等が締結する管理協定数 | 箇所  | 272           | 318             | 355             |    |  |  | 378                  | 78          |

**【評価】**

○施設情報のデータベース化をはじめ、基幹水利施設にかかる機能保全計画の作成や集落等との管理協定の締結は着実に進んでいます。  
 ○引き続き各種の情報整備を行いデータベースの充実を図るなど推進体制を整備し、効果的なアセットマネジメントを推進します。

**2 滋賀らしい農村地域力の向上**

**(1) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を核とした農村振興**

| 指 標                     | 単 位 | 策定時現状  |        |        | 実績 |  |  | 目標     | 達成率<br>% |
|-------------------------|-----|--------|--------|--------|----|--|--|--------|----------|
|                         |     | H21    | H23    | H24    |    |  |  | H27    |          |
| 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積 | ha  | 33,000 | 33,000 | 32,800 |    |  |  | 36,000 | 0以下      |

**【評価】**

○平成24年度から始まった2期対策では、新たに58組織で取り組まれましたが、一方で107組織が継続されなかったことから全体の取組面積は減少しました。  
 ○共同活動や向上活動(施設の長寿命化・高度な環境保全活動)の更なる取組拡大を図ることで、県内の農業施設や生態系の健全な保全体制を整備・推進していく必要があります。

**(2) 中山間地域<sup>※</sup>活性化、都市農村交流の推進**

| 指 標      | 単 位 | 策定時現状   |         |         | 実績 |  |  | 目標      | 達成率<br>% |
|----------|-----|---------|---------|---------|----|--|--|---------|----------|
|          |     | H21     | H23     | H24     |    |  |  | H27     |          |
| 年間農業体験者数 | 人   | 220,000 | 270,000 | 275,000 |    |  |  | 300,000 | 69       |
| 農家民宿開業数  | 件   | 9       | 44      | 62      |    |  |  | 100     | 58       |

**【評価】**

(農業体験)  
 ○体験交流活動への関心が高まる中で、体験者数は若干増加しました。  
 ○活動団体間の連携など地域の魅力を高める取組を進めるとともに、積極的な情報発信に努める必要があります。(農家民宿)  
 ○県内各地で教育旅行の受入が進み、滞在交流拠点となる農家民宿の開業数が増加しました。  
 ○今後も開業支援を継続するとともに、宿泊者の増加に向けた経営の質的向上支援を進めていく必要があります。

(3) 野生獣による農作物被害の軽減

| 指 標   | 単<br>位 | 策定時現状 |     | 実績  |  |  | 目 標 | 達 成 率<br>% |
|---|--------|-------|-----|-----|--|--|-----|------------|
|   |        | H21   | H23 | H24 |  |  | H27 |            |
| 集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集<br>落数  | 集<br>落 | 66    | 158 | 244 |  |  | 500 | 41         |
| <p>【評価】</p> <p>○集落ぐるみによる被害防止活動の実践により、野生獣の農地への侵入が減る等、一定の被害軽減効果が現れつつあります。</p> <p>○取組集落の拡大とともに、整備が進みつつある防護柵の維持管理や緩衝帯の整備など、集落活動の強化に取り組む必要があります。</p> <p>○防護柵の整備が進むことにより、防護柵を設置できない河川等を移動経路として、今まで野生獣被害がなかった集落への被害が広がっています。</p> <p>○H24年度の野生獣による農作物の被害金額は、H23年度に比べ約8,800万円減少しました。</p> |        |       |     |     |  |  |     |            |

## 戦略3 消費者と生産者をつなぐ

### 【将来の姿】

- 県民が県産農畜水産物を進んで消費し、本県の地域資源や食文化の豊かさに喜びを感じています。
- 安全・安心で高品質な近江米、近江牛、近江の茶、湖魚などが地域ブランド<sup>※</sup>として根付いています。

### 【進捗状況】

- 地産地消<sup>※</sup>を推進する「おいしがうれしが」キャンペーン<sup>※</sup>の登録店舗数は目標を上回るまで増加し、食品販売業者における県産農畜水産物利用の取組が拡大しました。また、学校給食の地場産物利用も拡大しています。
- 「滋賀品質」をキャッチフレーズに、滋賀を代表する近江米や近江牛、近江の茶、湖魚の県外への販路開拓や販売促進が行われています。

### 1 地産地消など消費を拡大する取組の促進

| 指 標                       | 単 位 | 策定時現状 |      |       | 実績 |     | 目 標  | 達成率<br>% |
|---------------------------|-----|-------|------|-------|----|-----|------|----------|
|                           |     | H21   | H23  | H24   |    | H27 |      |          |
| 「おいしがうれしが」キャンペーン登録店舗数     | 店   | 596   | 866  | 1,033 |    |     | 800  | 100以上    |
| 県内卸売市場の県産野菜入荷率            | %   | 24.9  | 23.1 | 24.6  |    |     | 30   | 0以下      |
| 学校給食への地場産物利用率<br>(食材数ベース) | %   | 23.4  | 24.9 | 25.4  |    |     | 25以上 | 100以上    |

#### 【評価】

#### (おいしがうれしが)

○H27目標値は既に達成しています。業態別では、飲食店、食料品専門店における登録店舗数が、当初目標に到達していないため、今後はこれらの業態を中心に引き続き登録増加を図ります。

#### (県内卸売市場)

○県産野菜の入荷率は24.6%と、昨年より増加しました。今後も、引き続き、卸売市場と産地の連携を強化し、水田野菜の生産拡大と連動する等、県産野菜の入荷率を高める必要があります。

#### (学校給食)

○H24の地場産物利用率は25.4%に増加しました。学校給食野菜供給拡大事業等の取組もあり、学校給食における地場産物の利用拡大が県全体で進んでいます。

### 2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上

| 指 標                       | 単 位 | 策定時現状 |     |     | 実績 |     | 目 標 | 達成率<br>% |
|---------------------------|-----|-------|-----|-----|----|-----|-----|----------|
|                           |     | H21   | H23 | H24 |    | H27 |     |          |
| 県育成水稻品種作付割合               | %   | 15    | 15  | 14  |    |     | 25  | 0以下      |
| 認定「近江牛」指定店 <sup>※</sup> 数 | 店   | 124   | 174 | 200 |    |     | 200 | 100      |

#### 【評価】

#### (近江米)

○平成23年11月に近江米の販売店や飲食店の登録制度を開始しました。県内外で310店舗(平成25年3月末時点)が登録され、店舗内において産地の情報等を定期的に提供することで、近江米のファンの拡大を図りました。また、今年秋に発売開始の近江米新品種「みずかがみ<sup>※</sup>」について、販売戦略に基づく流通促進を着実に進めていきます。

#### (近江牛)

○平成24年度に指定店が26店舗増え、H27の目標店舗数に達しました。

○今後も指定店が増加し、効率的、効果的に近江牛のPRが進められるよう、指定元である「近江牛」生産・流通推進協議会への支援を行います。

### 3 食の安全と消費者の信頼確保

| 指 標                         | 単 位 | 策定時現状 |     |     | 実績 |     | 目 標 | 達成率<br>% |
|-----------------------------|-----|-------|-----|-----|----|-----|-----|----------|
|                             |     | H21   | H23 | H24 |    | H27 |     |          |
| GAP <sup>※</sup> に取り組む生産組織数 | 団体  | 51    | 83  | 98  |    |     | 150 | 47       |

#### 【評価】

○「農産物の安全性・品質の向上」や「琵琶湖の環境保全」等を目指してGAPを導入する生産組織が増えました。

○引き続き、県内農産物の全ての主要産地においてGAPが導入されるよう推進します。

## 戦略4 需要に応える農畜産物づくり

### 【将来の姿】

- 本県の水田、農地を十分に活用して、需要者等との結びつきにより、野菜、果樹、花き、新規需要米<sup>※</sup>、麦・大豆など、多彩な農産物の生産が拡大しています。
- 飼料用稲<sup>※</sup>など県内産飼料により高品質な近江牛など畜産物が生産されています。

### 【進捗状況】

- 計画策定時と比較して、新規需要米の面積が6倍以上、販売用野菜の面積は23%拡大し、また、果樹や花きの新規栽培者が累計41農業者となるなど、多彩な農産物の生産が拡大しました。
- 近江牛の飼養頭数および県内向け飼料用稲については確実に増加しています。

| 指 標       | 単 位 | 策定時現状  |        |        | 実績    |     | 目 標    | 達成率<br>% |
|-----------|-----|--------|--------|--------|-------|-----|--------|----------|
|           |     | H20    | H23    | H24    |       | H27 |        |          |
| 農作物作付延べ面積 | ha  | 52,500 | 52,900 | 53,060 | (推計値) |     | 55,000 | 22       |

### 【評価】

- 麦・大豆は減少したものの、新規需要米が拡大したため、作付延べ面積は昨年度より160ha増加しました。
- 引き続き、新規需要米、麦・大豆等の生産拡大を図る必要があります。

## 1 水田の有効活用

| 指 標                          | 単 位 | 策定時現状 |     |     | 実績 |     | 目 標   | 達成率<br>% |
|------------------------------|-----|-------|-----|-----|----|-----|-------|----------|
|                              |     | H21   | H23 | H24 |    | H27 |       |          |
| 新規需要米作付面積                    | ha  | 156   | 776 | 978 |    |     | 1,710 | 53       |
| うち県内向け飼料用稲 稲WCS <sup>※</sup> | ha  | 121   | 203 | 216 |    |     | 310   | 50       |
| 〃 飼料用米 <sup>※</sup>          | ha  | 25    | 112 | 113 |    |     | 500   | 19       |

### 【評価】

#### (新規需要米)

- 麦・大豆の栽培不適地、不作付地を中心に新規需要米への転換が進み作付面積が拡大しました。
- 今後とも需要先の安定的な確保、作付の団地化、機械・施設の効率利用等による生産性の向上が必要です。

#### (飼料用稲)

- 稲WCSは、4戸の新規利用者ができた一方で、既存利用者での利用減少もあり、伸びが鈍化しました。県内向け飼料用米は新規利用と利用中止が混在し、前年とほぼ同じ面積でした。
- 品質確保などの課題解決のための試験研究を行い、その成果をもって利用者に技術的な支援を行うとともに当該畜産物のPR活動を支援する必要があります。

## 2 近江米等の生産振興

| 指 標             | 単 位    | 策定時現状 |       |       | 実績 |     | 目 標   | 達成率<br>% |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|----|-----|-------|----------|
|                 |        | H21   | H23   | H24   |    | H27 |       |          |
| 県育成水稻品種作付割合(再掲) | %      | 15    | 15    | 14    |    |     | 25    | 0以下      |
| 麦               |        |       |       |       |    |     |       |          |
| 作付面積            | ha     | 7,410 | 7,610 | 7,340 |    |     | 8,500 | 0以下      |
| 単位面積あたりの収量      | kg/10a | 262   | 222   | 288   |    |     | 300   | 68       |
| 大豆              |        |       |       |       |    |     |       |          |
| 作付面積            | ha     | 5,430 | 5,880 | 5,700 |    |     | 6,000 | 47       |
| 単位面積あたりの収量      | kg/10a | 154   | 137   | 151   |    |     | 200   | 0以下      |

### 【評価】

#### (近江米)

- H22、23年と連続して「秋の詩<sup>※</sup>」に白未熟粒が多発し、1等米比率が低下したことから、それまでの増加傾向から一転し、減少傾向となりました。

- H24年産は品質が良かったことから「秋の詩」の作付拡大を推進するとともに、新品種「みずかがみ」の拡大と併せ、目標の達成につなげることが必要です。

#### (麦)

- 新規需要米等の拡大に伴い作付面積は減少しましたが、播種期の天候に恵まれ苗立ち、茎数が確保され、また、比較的適期に収穫が進んだことなどにより平年を上回る収量となりました。
- 降雨による湿害を受けにくいよう、計画的な団地化をすすめるとともに、水稻の作付時から麦の排水対策を見据えた対応を行うなど基本となる排水対策が徹底されるよう改善指導が必要です。

#### (大豆)

- 麦の作付面積減少により面積は減少しました。播種時期による生育量のバラツキは見られたものの大きな減収要因も無く収量は平年並みとなりました。

- 降雨による発芽・生育不良による減収や雑草害が問題となっていることから、排水対策をはじめとする基本技術の徹底指導に努めるとともに品種に応じた品質・収量向上技術のさらなる普及推進を図る必要があります。



### 3 園芸作物等の生産振興

| 指 標                       | 単 位     | 策定時現状 |       |       |  | 実績 |       | 目標 | 達成率 |
|---------------------------|---------|-------|-------|-------|--|----|-------|----|-----|
|                           |         | H21   | H23   | H24   |  |    | H27   | %  |     |
| 販売用野菜作付面積                 | ha      | 1,016 | 1,156 | 1,245 |  |    | 1,500 | 47 |     |
| 果樹・花きの新規栽培農家数<br>(計画期間累計) | 農家<br>者 | —     | 22    | 41    |  |    | 100   | 41 |     |
| 「かぶせ茶 <sup>※</sup> 」の生産量  | t       | 53    | 75    | 77    |  |    | 100   | 51 |     |

#### 【評価】

##### (野菜)

- 集落営農や個別経営体等の新規作物として導入され、作付が拡大しました。
- 今後とも、栽培講習会等を通じ、作付拡大や新規栽培者の掘り起こしを行う必要があります。

##### (果樹・花)

- 主として、「いちじく」や「小菊」において新規栽培者が確保できました。
- 今後とも栽培講習会等を通じ、新規栽培者の掘り起こしを行う必要があります。

##### (茶)

- 前年からの生産量の伸びが少ないことから、茶業会議所等関係機関が一体となり、生産拡大に向け推進する必要があります。

### 4 近江牛等の生産振興

| 指 標      | 単 位 | 策定時現状  |        |        |  | 実績 |        | 目標 | 達成率 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--|----|--------|----|-----|
|          |     | H21    | H23    | H24    |  |    | H27    | %  |     |
| 近江牛の飼養頭数 | 頭   | 11,361 | 11,768 | 11,904 |  |    | 13,000 | 33 |     |

#### 【評価】

- 飼養頭数は着実に増加していますが、その伸び率は鈍化しています。
- これまでの増頭対策を継続するとともに、繁殖肥育一貫経営<sup>※</sup>の推進を新たな施策として展開していきます。

**戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策**

**【将来の姿】**

○環境こだわり農業<sup>※</sup>が本県農業のスタンダードとして定着しています。  
 ○進行する温暖化に適応できる生産技術や品種が開発され普及するとともに、低炭素社会の実現に貢献する農業・水産業が営まれています。

**【進捗状況】**

○水稲における環境こだわり農産物<sup>※</sup>の栽培面積の割合が38%まで拡大し、これと相まって化学合成農薬の使用量が削減されました。  
 ○高温条件下でも品質が良く、温暖化に適応できる水稲新品種「みずかがみ」の開発・普及とともに、作付拡大を行っています。

**1 環境こだわり農業のさらなる展開**

**(1) 環境こだわり農業の一層の推進**

| 指 標                             | 単 位 | 策定時現状                     |                           |                           |  | 実績 |       | 目 標   | 達成率<br>% |
|---------------------------------|-----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--|----|-------|-------|----------|
|                                 |     | H21                       | H23                       | H24                       |  |    | H27   |       |          |
| 化学合成農薬の使用量(H12比)                |     | 33%削減<br>(H18~20<br>の平均値) | 41%削減<br>(H20~22<br>の平均値) | 42%削減<br>(H21~23<br>の平均値) |  |    | 40%削減 | 100以上 |          |
| 水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合          | %   | 33                        | 37                        | 38                        |  |    | 50    | 29    |          |
| 耕畜連携 <sup>※</sup> による家畜ふん堆肥の利用率 | %   | 64                        | 65                        | 67                        |  |    | 80    | 19    |          |

**【評価】**

**(農業)**

○化学合成農薬の使用については、適切な栽培管理を行った上で、病害虫の発生に基づいた的確な防除の実施により削減を目指しています。

○引き続き、病害虫の発生予察<sup>※</sup>の精度をさらに向上するとともに、化学合成農薬が効きにくい病害虫の防除対策を検討する必要があります。

**(環境こだわり)**

○水稲における環境こだわり農産物の栽培面積はH24年度12,135haで38%の割合となりました。

○H24年度から国の支援制度が大幅に変更され要件が厳しくなったことから、水稲における環境こだわり農産物の栽培面積はわずかな増加にとどまりました。

○制度の周知と交付要件を満たすための技術指導により一層の推進が必要です。

**(畜産)**

○環境こだわり農業の定着と新規需要米(稲WCS・飼料用米)や飼料用稲わらとの交換利用により、耕種農家<sup>※</sup>での家畜ふん堆肥の利用率は年々増加しています。

○しかし、目標値に対してその伸びは小さいため、良質堆肥の生産を推進するとともに、家畜ふん堆肥を活用した地力増進を推進することで需要拡大を図る必要があります。

**(2) 農村地域の良好な水循環の確立**

| 指 標               | 単 位 | 策定時現状  |        |        | 実績 |  | 目 標    | 達成率<br>% |
|-------------------|-----|--------|--------|--------|----|--|--------|----------|
|                   |     | H21    | H23    | H24    |    |  |        |          |
| 流域単位での農業排水対策の取組面積 | ha  | 14,978 | 15,531 | 15,981 |    |  | 16,800 | 55       |

**【評価】**

**(農経:農排全般)**

○平成24年度は啓発資料を全農家に配布するとともに、代かき～田植え時に県下全域で啓発およびパトロールを実施しました。県下59河川、78地点の平均透視度(100cm計測定)は39.4cmで前年比+2.2cmとなりました。

○環境こだわり農産物の生産面積は増加しているものの、降雨などの条件によっても大きく低下することから、より一層の啓発等の対策が必要です。

**(流域単位)**

○施設更新時に無効放流を抑制するシステムを導入するなど対策面積は増加しました。

○引き続き営農と連携しながら、反復利用や節水型水利用などの取組を継続していきます。

(3) 「魚のゆりかご水田<sup>※</sup>」を核とした生物多様性<sup>※</sup>を維持・回復する対策の推進

| 指 標  | 単 位 | 策定時現状 |     |     |  | 実績 |     | 目標 | 達成率<br>% |
|--|-----|-------|-----|-----|--|----|-----|----|----------|
|  |     | H21   | H23 | H24 |  |    | H27 |    |          |
| 「魚のゆりかご水田」など豊かな生き物を育む水田取組面積  | ha  | 111   | 123 | 171 |  |    | 250 | 43 |          |
| <p>【評価】</p> <p>○湖辺域での「魚のゆりかご水田」に加え、平野部から中流域における豊かな生きものを育む水田づくりを積極的に普及啓発した結果、取組面積の拡大が図れました。</p> <p>○昨年度末にとりまとめた「豊かな生きものを育む水田<sup>※</sup>づくり実践の手引き」を活用し、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の活動組織への啓発普及・面積拡大を図っていく必要があります。</p> |     |       |     |     |  |    |     |    |          |

2 農業・水産業からの温暖化対策

(1) 温暖化緩和策の普及・定着(低炭素社会実現への貢献)

| 指 標   | 単 位 | 策定時現状 |                               |                               |  | 実績 |  | 目標 | 達成率<br>% |
|---|-----|-------|-------------------------------|-------------------------------|--|----|--|----|----------|
|   |     | H21   | H23                           | H24                           |  |    | H27  |    |          |
| 農業・水産業分野における温室効果ガス <sup>※</sup> 排出削減量   |     | —     | 13,000<br>tCO <sub>2</sub> 相当 | 13,700<br>tCO <sub>2</sub> 相当 |  |    | 19,000<br>tCO <sub>2</sub> 相当<br>(H19年農業水産業の排出量の約7%) | 72 |          |
| 家畜飼料の県内自給率 <sup>※</sup>   | %   | 10    | 12                            | 12                            |  |    | 20   | 20 |          |
| <p>【評価】</p> <p>(温室効果ガス)</p> <p>○飼料用米や稲WCSの自給率向上および野菜の作付拡大に伴う輸送エネルギーの削減、長期の中干し<sup>※</sup>の実施率向上等により、温室効果ガスの削減が進みました。</p> <p>○今後も引き続き、農業・水産業分野における温室効果ガスの排出削減を進めていく必要があります。</p> <p>(飼料自給率)</p> <p>○新規需要米(稲WCS・飼料用米)の生産利用面積は微増であり、飼料自給率は横ばい状態です。</p> <p>○引き続き、水田での飼料生産を拡大します。また、粗飼料給与割合<sup>※</sup>の少ない畜種が多いことから濃厚飼料<sup>※</sup>の自給率向上を検討します。</p> |     |       |                               |                               |  |    |  |    |          |

(2) 温暖化に適応した農業・水産業の推進

| 指 標   | 単 位 | 策定時現状 |     |     |  | 実績 |            | 目標 | 達成率<br>% |
|---|-----|-------|-----|-----|--|----|------------|----|----------|
|   |     | H21   | H23 | H24 |  |    | H27        |    |          |
| 米 1等比率  | %   | 80    | 69  | 83  |  |    | 毎年80<br>以上 | 50 |          |
| <p>【評価】</p> <p>(米)</p> <p>○H24年産は15年ぶりに80%を超え、9年ぶりに全国平均を上回りました。</p> <p>○今後もこの状況を継続するよう、施肥管理や水管理等の栽培技術の徹底を図るとともに、高温条件下でも品質が良い新品種「みずかがみ」の拡大を図ります。</p> <p>(水産)</p> <p>○温暖化がイサザに及ぼす影響を評価するため、イサザの生息状況や生息域の水温、酸素濃度などを把握しました。</p> <p>○また、温暖化に対応するため、産卵場造成技術を開発するとともに、ふ化したてのイサザの育成技術を開発しました。</p> |     |       |     |     |  |    |            |    |          |

## 戦略6 水産業の再生

### 【将来の姿】

- 適正な資源管理と種苗放流\*および砂地やヨシ帯等の魚介類の産卵繁殖場の整備が進み、セタシジミやニゴロブナなど、多様な在来魚介類のにぎわいが戻り始めています。
- 外来魚\*\*やカワウの被害が減少し、在来魚介類の漁獲と消費が増加することで、安定した漁業経営がなされています。

### 【進捗状況】

- 種苗放流を実施しているニゴロブナ、ホンモロコ、ピワマスの漁獲量が増加しましたが、漁獲量の変動の大きいアユ、種苗放流を実施していないワカサギの漁獲量が大幅に減少しました。
- 外来魚駆除に取り組み、生息量を減少させることができました。

| 指 標               | 単 位 | 策定時現状 |       | 実績  |  |  | 目標    | 達成率 |
|-------------------|-----|-------|-------|-----|--|--|-------|-----|
|                   |     | H20   | H22   | H23 |  |  | H27   | %   |
| 琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く) | t   | 1,368 | 1,301 | 976 |  |  | 2,200 | 0以下 |

#### 【評価】

- 種苗放流を実施しているニゴロブナ、ホンモロコ、ピワマスなどの漁獲量は増加しましたが、漁獲量の変動の大きいアユや種苗放流を実施していないワカサギの漁獲量が大幅に減少したため、琵琶湖漁業の漁獲量は、平成22年から平成23年にかけて減少しました。
- 漁獲量を増加させるため、引き続き琵琶湖の漁場環境の改善、外来魚の駆除等、各施策を着実に実施する必要があります。

### 1 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上

| 指 標       | 単 位 | 策定時現状 |      | 実績   |  |  | 目標  | 達成率 |
|-----------|-----|-------|------|------|--|--|-----|-----|
|           |     | H21   | H23  | H24  |  |  | H27 | %   |
| 砂地造成*累積面積 | ha  | 13.5  | 24.8 | 35.8 |  |  | 53  | 56  |

#### 【評価】

- 覆砂による砂地の造成については、計画どおりに造成し、目標に向けて順調に進んでいます。
- 造成した砂地では、シジミが増加してきており、H27年頃から操業できる見込みです。

### 2 水産資源の増産

| 指 標       | 単 位 | 策定時現状 |     | 実績  |  |  | 目標  | 達成率 |
|-----------|-----|-------|-----|-----|--|--|-----|-----|
|           |     | H20   | H22 | H23 |  |  | H27 | %   |
| ニゴロブナの漁獲量 | t   | 39    | 23  | 45  |  |  | 75  | 17  |
| セタシジミの漁獲量 | t   | 66    | 41  | 22  |  |  | 130 | 0以下 |
| ホンモロコの漁獲量 | t   | 10    | 10  | 14  |  |  | 60  | 8   |

#### 【評価】

- 最新の漁獲統計では、ニゴロブナとホンモロコの漁獲量は策定時より増加しました。
- セタシジミの漁獲量は減少していますが、水産試験場の調査で、生息密度は計画策定時より増加していることを確認しました。

### 3 水産有害生物駆除による漁場の保全

| 指 標    | 単 位 | 策定時現状 |       | 実績    |       |  | 目標  | 達成率 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|--|-----|-----|
|        |     | H20   | H23   | H24   |       |  | H27 | %   |
| 外来魚生息量 | t   | 1,400 | 1,330 | 1,295 | (暫定値) |  | 900 | 21  |

#### 【評価】

- 外来魚駆除については、計画駆除量を達成し、外来魚生息量を減少させることができました。

### 4 水産業の持続的発展

#### 【評価】

- 漁業の担い手を育成するため、漁業後継者の活動を支援するとともに、新規就業者に技術指導を行いました。
- また、漁獲対象種の資源量を増やすため、ニゴロブナ、セタシジミについて資源管理型漁業\*を推進しました。

### Ⅲ 用語解説

|   | 用語               | 用語解説   |
|---|------------------|--|
| あ | 秋の詩              | 1998年に滋賀県が育成した水稲品種。「滋系54号(吟おうみ)」を母、「コシヒカリ」を父として人工交配を行い育成した。「日本晴」より多収で、食味は「コシヒカリ」並の極良食味。                                    |
|   | アセットマネジメント       | 農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称。  |
| い | 稲WCS             | 稲Whole Crop Silage(稲発酵粗飼料)の略。水稲の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。   |
| お | 「おいしがうれしが」キャンペーン | 滋賀県と食品販売事業者等が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動。毎月第3日曜日とその前日の土曜日を中心に展開している。  |
|   | 温室効果ガス           | 地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。                                |
| か | 外来魚              | 人間のさまざまな活動に伴って、元々生息している場所から別の場所へ入ってしまった魚。本プランでは、本県水産業に深刻な被害を与えているオオクチバス、ブルーギルを指す。  |
|   | 家畜飼料の県内自給率       | 県内で飼養されている家畜に必要な飼料のうち、県内で生産されるものの割合(カロリーベース)。  |
|   | かぶせ茶             | 収穫前に7日間程度、寒冷紗などで覆った茶園から採れた茶葉を、煎茶と同様の製法で加工した茶。  |
|   | 環境こだわり農業         | 化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止する等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産する農業。   |
|   | 環境こだわり農産物        | 県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産された農産物。                                   |
| き | 基幹水利施設           | 国営造成施設及び県営造成施設で、受益面積が一定規模以上の水利施設。  |
|   | GAP              | Good Agricultural Practice(農業生産工程管理)の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。 |
| こ | 耕種農家             | 水稲、野菜等を栽培する農家。   |
|   | 耕畜連携             | 畜産農家から耕種農家(水稲、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。   |
| さ | 魚のゆりかご水田         | 魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。  |
| し | 資源管理型漁業          | 漁業者が話し合い、漁獲サイズや漁期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的な安定化を目指す漁業。現在、琵琶湖ではセダシジミとニゴロブナを対象として取り組んでいる。                            |
|   | 集落営農型農業法人        | 農業法人となった集落営農組織。  |
|   | 集落営農組織           | 集落営農を行う組織。<br>※集落営農:集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産の全部または一部を共同で行う営農活動。   |
|   | 種苗放流             | 人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。  |
|   | 飼料用稲             | 飼料用作物のうち稲WCSや飼料用米※など水稲を利用するもの。   |
|   | 飼料用米             | 豚や牛などのエサになる米。  |
|   | 新規就農者            | ①農家世帯員で、生活の主な状態が自営農業への従事となった者<br>②新たに農業法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者<br>③土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者の3者をいう。      |
|   | 新規需要米            | 米の生産調整(転作)として取り組まれる水稲のこと。飼料用、米粉用、稲WCS等がある。   |
| す | 砂地造成             | 泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。   |

|   | 用語                 | 用語解説  |
|---|--------------------|---|
| せ | 生物多様性              | あらゆる生物種の多さ、およびそれらによって成り立っている生態系 <sup>※</sup> の豊かさやバランスが保たれている状態、ならびに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性を含めた幅広い考え方。<br>※生態系：湖沼、河川、森林、都市等の一定の場所にすむ全生物とその環境    |
|   | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 | 農地・水・環境保全向上対策の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も、滋賀県独自の仕組みになっている。    |
| そ | 粗飼料給与割合            | 家畜に給与する飼料のうち、牧草、サイレージ(発酵粗飼料)、稲わらなど栄養分の少ない飼料がある割合。   |
| ち | 地域ブランド             | 地域と結びつきのあるブランド。農業者、JA、加工事業者等の地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランド(コンセプト)を用いて、当該地域と何らかの関連性を有する特定の商品の生産またはサービスの提供を行う取組によって生み出されるもの。                        |
|   | 地産地消               | 地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組。   |
|   | 中山間地域              | 平野の外縁部から山間地。  |
| な | 中干し                | 水稻栽培で、6月中下旬に、田面に軽く亀裂の入る程度に乾かすことをいう。土壌に空気を入れて、水稻の根腐れを防ぐとともに土中の有害ガスを抜くことが目的。  |
|   | 担い手                | 地域農業を支え、中心となって農業を実践する人や組織。本プランにおいては認定農業者および集落営農組織を指す。   |
| に | 認定「近江牛」指定店         | 近江牛の認証制度による認定「近江牛」を取り扱う小売店、飲食店、旅館・ホテル等。   |
|   | 認定農業者              | 農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画が基準に適合するとして、市町から認定を受けた農業者。  |
|   | 濃厚飼料               | 穀類、糠類、粕類など栄養分(蛋白質、脂肪、炭水化物)が多く含まれている飼料。  |
| の | 農用地区域              | 農業振興地域 <sup>※</sup> のうち、今後農業用に活用する区域として市町の農業振興地域整備計画に定められた区域。なお、区域内にある農地を青地農地という。<br>※農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が定める地域。 |
|   | 発生予察               | 農作物に害を与える病害虫の発生する時期や量を、県内40地点の調査結果や気象などのデータをもとに予測するものである。病害虫の発生が多いと予測される場合は、注意報や警報を発表し、適切な防除の実施に必要な情報を提供している。                                 |
| は | 繁殖肥育一貫経営           | 子牛を生産・育成する繁殖部門と、子牛を肥育して出荷する肥育部門を同一の経営体で連続して行うこと。肉用牛経営では、繁殖経営と肥育経営が分離されていることが多い。   |
| み | みずかがみ              | 2012年に滋賀県が育成した水稻品種。高温に強く、猛暑の年でも品質が安定し、「コシヒカリ」と同等以上の極良食味の早生品種。   |
| ゆ | 豊かな生きものを育む水田       | かつての水田環境を取り戻し生物多様性を復元する取組を行う水田。   |